

平成 18 年 4 月 27 日

教育研究評議会了承

改正平成 29 年 3 月 16 日

最終改正令和 4 年 3 月 17 日

○埼玉大学における教員活動評価の基本方針

1. 評価の目的

国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における教員活動評価（以下「評価」という。）は、教員個人の活動状況を点検することによって、その活動の一層の活性化を図り、本学の教育・研究水準の向上と運営等の改善に資することを目的とする。

2. 評価の対象

評価の対象とする教員は、専任（クロスアポイントメント制度適用教員を含む。）の教授・准教授・講師及び助教とする。

3. 評価領域・評価項目・評価のための到達基準等

- (1) 評価は、教育活動、研究・開発に関する業績・活動、大学運営への貢献、社会への貢献の 4 つの領域で行う。その際、職務に領域に関する職務を含まない等の正当な理由がある場合、評価は、部局等の目的及び対象者の職務内容に応じて、領域の一部を除外して行うことができる。
- (2) 教育・研究等評価室（以下「評価室」という。）は、各領域における基本的な観点を示す。各部局等は、基本的な観点を踏まえ、当該部局等の特性に応じて評価項目を設定する。その際、学科、専攻等の独自の評価項目を追加することができる。
- (3) 各部局、あるいは学科、専攻等は評価室の定める全学の「教員活動評価実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、評価項目の到達基準を定める。その際、到達基準は職種ごとに定める。
- (4) 到達基準の達成度に応じて、3 段階で評価を行う。
- (5) 評価に当たり、出産・育児・介護等により教員活動に従事できなかった期間がある場合には、当該期間に配慮した評価を行う。
- (6) 評価項目及び到達基準は公開する。

4. 評価組織・評価者

- (1) 教員は、評価室に「教員活動報告書」を提出する。教員は部局長等が行う評価結果について異議申し立てを行うことができる。
- (2) 評価室は、各教員に「教員活動報告書」の提出を求め、そのデータを各部局長等へ提供する。評価室は各部局長等から評価結果の報告を求め、それらを集計・分析して、その結果を学長へ報告する。
- (3) 部局長等は、全学共通の実施要項を踏まえ、当該部局等の特性を考慮して「教員活動評価実施要領」を策定し、「教員活動報告書」に基づいて評価を実施する。部局長等は、個人評価委員会（教員評価委員会）を設置することができる。部局長等は評価の実施に

当たって、必要に応じて評価される教員の意見を聴取する機会を設ける。部局長等は教育研究活動等の活性化のために評価結果を活用する。部局長等は評価結果を評価室へ報告する。

- (4) 学長は、大学評価委員会において評価結果を検証するとともに、教育研究評議会での評価結果の審議を経て、本学における教育・研究等の一層の活性化と大学の運営等の改善に役立てるものとする。

5. 評価時期

評価は、原則として過去3年間の実績に対して毎年行う。ただし、研究に関しては、5年間の実績を対象とすることができる。

6. 評価の活用

- (1) 教員は、評価結果を教育研究等の活性化に活用する。
- (2) 部局長等は、特に高い評価を受けた教員に対し、その活動の一層の向上を促すために支援等の適切な措置を行う。
- (3) 部局長等は、特に低い評価を受けた教員に対して、活動状況の調査を行うと同時に活動状況の改善について、指導・助言を行う。
- (4) 学長及び部局長等は、本学の目標を達成するために評価結果を積極的に利用するものとする。

7. 評価の公表

- (1) 各教員の評価の結果は、個人情報として取り扱い、公表しない。
- (2) 学長は、各部局等の評価結果に基づき全学の活動の現状について公表する。

8. 教員活動報告書の活用

- (1) 学長、理事、監事及び副学長（以下「役員等」という。）は、本学の教育・研究水準の向上と運営等の改善に役立てる場合に限り、その統括する組織において「教員活動報告書」のデータを活用することができる。
- (2) 評価室は、(1)に定める利用目的に限り、役員等からの依頼による「教員活動報告書」のデータ提供を行うものとする。